

# 大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員事務局処務規程

〔平成19年8月28日〕  
大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員事務局（以下「事務局」という。）に属する事務を処理するため、必要な事項を定めるものとする。

(事務局に置く職)

第2条 事務局に事務局長、次長その他の職員を置く。

(分掌事務)

第3条 事務局の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 監査委員に関すること。
- (2) 監査、検査及び審査（以下「監査」という。）に係る各種調査及び記録に関すること。
- (3) 監査の結果の報告及び公表に関すること。
- (4) 職員の服務に関すること。
- (5) 予算、決算及び経理に関すること。
- (6) 文書の受発及び保管に関すること。
- (7) 公印の管守に関すること。
- (8) その他庶務に関すること。

(職務権限)

第4条 事務局長は、監査委員の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 次長は、事務局長を補佐する。

3 職員は、上司の指揮監督を受け、その職務上の命令に従い、職務に従事する。

(事務局長の専決事項)

第5条 事務局長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 事務の企画及び調整に関すること。
- (2) 軽易な訓令及び訓達に関すること。
- (3) 重要な通知、照会その他の往復文書に関すること。
- (4) 職員の出張その他服務に関すること。
- (5) 前各号に準ずる事項に関すること。

(次長の専決事項)

第6条 事務局長の専決できる事項のうち、あらかじめ事務局長が指定する事項及び定例的な事項は、次長が専決することができる。

(事務局長の専決事項の代決)

第7条 事務局長の専決できる事項について、事務局長が不在のときは、次長がその事項を代決することができる。

(次長の専決事項の代決)

第8条 次長の専決できる事項について、次長が不在のときは、次長があらかじめ指定する職員がその事項を代決することができる。

(後閲)

第9条 代決した事項のうち必要と認められる事項については、事後速やかに閲覧に供するものとする。

(公印)

第10条 公印の名称、寸法、書体及びひな型並びに管守者は、別表のとおりとする。

(準用)

第11条 事務局の事務処理については、この規程に定めるもののほか、大阪府後期高齢者医療広域連合事務局の例による。

附 則

この規程は、平成19年8月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月25日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表（第10条関係）

公印の名称	寸法 (ミリメートル)	書体	ひな型	管守者
大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員之印	方 25	てん書	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     大阪府後期                      高齢者医療                      広域連合監                      査委員之印                 </div>	次長
大阪府後期高齢者医療広域連合代表監査委員之印	方 25	てん書	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     大阪府後期                      高齢者医療                      広域連合代表                      監査委員之印                 </div>	次長